



リスクアセスメント 労働安全衛生 コンサルティング

● リスクアセスメント

※労安衛法28条の2で努力義務として規定されており、化学物質リスクアセスメントは義務化されています。

● 安全衛生委員会

※業種を問わず、当時使用労働者数が50人以上の事業場では、衛生委員会を設置しなければなりません。
また、特定の業種の場合、安全委員会を設置しなければなりません。

適切に実施・運用していますか？

重大事故が起きる前に、 自社の安全管理体制を見直しましょう

当社の主なサポート内容

- 危険源を洗い出し、適切なリスクアセスメントを実施します。
- 従業員への聞き取りを行い、改善すべき危険箇所の発見を行います。
- 安全衛生委員会に出席し、適切な進行・情報共有を補助します。
- 要望に応じ、自社に合わせたオリジナルの掲示物を作成します。

訪問・オンラインでの無料相談を行なっています。

相談をご希望の方や質問等ございましたら、
下記連絡先やHPの連絡フォームまでお願いいたします。

有限会社 エコサポート 〒444-1322 愛知県高浜市二池町4-205-6

MAIL info@eco-support.jp

HP <https://www.eco-support.jp>